

# ○甲賀市特別職報酬等審議会規則

平成 2 6 年 2 月 2 0 日

規則第 1 2 号

改正 平成 2 9 年 3 月 3 0 日規則第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、甲賀市附属機関設置条例（平成 2 5 年甲賀市条例第 3 5 号。以下「条例」という。）第 3 条の規定に基づき、甲賀市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第 2 条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 4 条 審議会の庶務は、総務部人事課において処理する。

(その他)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 2 9 年規則第 8 号）

この規則は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。